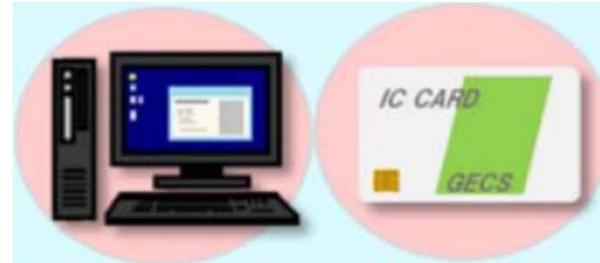


契約条項に基づく書類等も電子契約システムで提出を！



電子契約システムによる書類提出は、押印が不要です。
電子契約システムを積極的にご活用ください。



対象書類

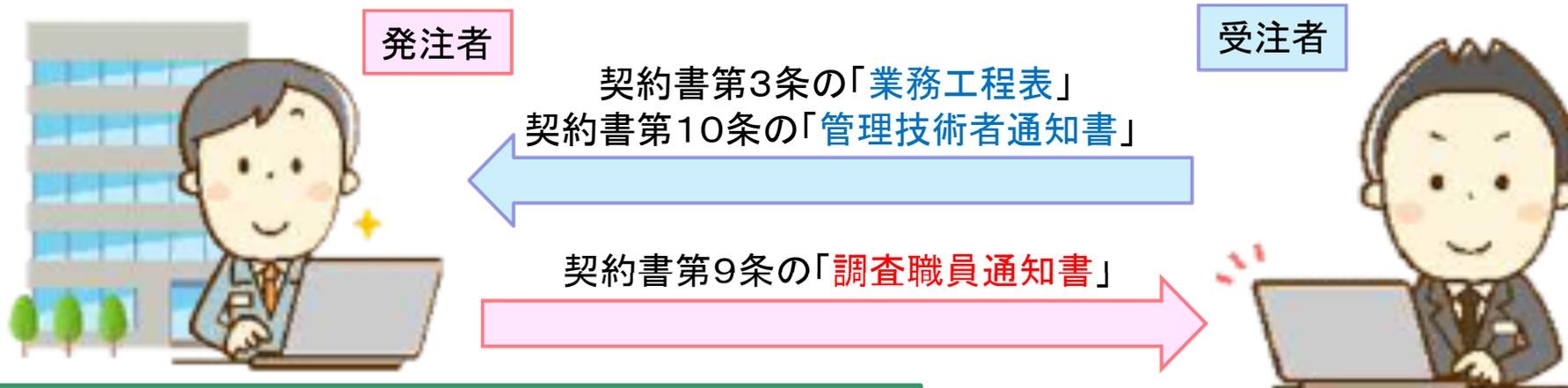
・契約条項に基づく書類 例 次頁参照

・その他関係書類 例 工事関係:リサイクル説明書、工期通知書
工事コンサル共通:振込先金融機関確認書、変更届

対象外書類

・監督(調査)職員宛の書類 例 コンサル関係:担当技術者届、業務計画書

【コンサル契約での一例】電子契約システムの場合、監督(調査)職員への経由は要しません。



【困ったときは?】

・電子契約システム ヘルプデスク
TEL: 050-3816-8300(平日の9時~17時半)

※具体的な操作方法は、電子契約システム操作マニュアル4-66(ページ番号)以降を参照ください

対象書類

契約条項に基づく書類の代表例は、以下のとおりです。
電子契約システムの関係書類情報－契約関係書類(受注者発議)から登録・提出してください。

工事関係

・工事請負契約書

第 3条: 請負代金内訳書、工程表
第10条: 現場代理人等通知書
第26条: スライド請求書類
第32条: 完成通知書、引渡書
第33条: 請求書
第35条: 請求書(前金払)
第38条: 請求書(部分払)
第62条: 特例措置請求書類

コンサル関係

・例) 土木設計業務等委託契約書

第 3条: 業務工程表
第 7条: 再委託申出書
第10条: 管理技術者通知書
第11条: 照査技術者通知書
第32条: 業務完了通知書、業務引渡書
第33条: 請求書
第58条: 特例措置請求書類

※下線の書類は、関係書類情報－契約関係書類(受注者発議)ではなく、**検査・請求情報**から登録・提出してください。完成通知書(業務完了通知書)の提出→発注者側で検査結果通知の処理→引渡書(業務引渡書)、請求書の提出という流れになります。